平成２４年（フ）第１１６号
金沢市大額１丁目92番地２　ブランニュー大額Ａ・102号
債務者　清水　弘子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１１７号
石川県白山市中成２丁目192番地　アルコバレーノＡ101号室、従前の住所金沢市旭町３丁目13番10号
債務者　井上　謙二（旧姓葛西）
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１８号
石川県鳳珠郡穴水町大郷ろの22番地
債務者　花水　貞雄
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２４年（フ）第１１９号
山梨県南巨摩郡身延町下山9276番地１
債務者　河西　るみ
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２５号
山梨県甲府市塩部４丁目15番６号ハイツパール110
債務者　斉藤　　勇
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３１号
山梨県甲府市住吉３丁目16番14号
債務者　網倉　　豊
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４０号
山梨県甲府市後屋町93番地　ラ・ポールワタナベＣ202
債務者　赤池　朝香
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３号
長野県上田市常磐城１丁目６番15号
債務者　北村　　守
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１６号
長野県東御市鞍掛593番地９
債務者　小野　　忍
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第２４号
長野県松本市沢村３丁目８番34号ピーチハイツ203号、前住所長野県上田市上野1616番地11
債務者　山田　清子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第３２号
長野県上田市中央北３丁目３番23号　雇用促進住宅２号棟108号
債務者　阿部　清志
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第３３号
長野県上田市上武石660番地
債務者　掛川恵理子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第３８号
長野県千曲市大字上山田1279番地３
債務者　田島　英樹
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第４１号
長野県東御市和6596番地３
債務者　北澤　　靖
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第４５号
長野県上田市中野201番地94
債務者　山浦　ゆか
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第４８号
長野県千曲市大字内川1118番地１　プレステージフジ21―101
債務者　宮下　朋幸
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１９号
長野県飯田市滝の沢6994番地166
債務者　常盤慎之介
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
長野地方裁判所飯田支部